注意

入札制度が変わりました。

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

入札の際に，次の書面の提出が必要になりました。
（入札書ごとに必要です。）

暴力団員等に該当しない旨の陳述書（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完・提出後の訂正は不可）。
※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
（よくある誤り）「陳述」欄「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは，「他人から資金の提供を受けて，当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には，チェックは不要です。

＋

住民票（個人の場合）

資格証明書（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

＋

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）
〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目６番１号　仙台地方裁判所執行官室　☎022-223-3845

令和　８年（ケ）第　　８８号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２５日
仙台地方裁判所第４民事部
裁判所書記官　大　張　　梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月１５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月２２日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２４日　午前１０時００分 仙台地方裁判所開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午後　３時００分 仙台地方裁判所第４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		別紙物件目録中，☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２５日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 885, 000 1, 508, 000	一括	377, 000	36, 945	0
1	639, 000				
2	1, 246, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　８８号

物　件　目　録

１　所　　在　　刈田郡蔵王町宮字川原田上

　　地　　番　　６番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３６４．００平方メートル

　　但し、共有者全員持分全部

２　所　　在　　刈田郡蔵王町宮字川原田上６番地１

　　家屋　番号　　６番１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階７９．４９平方メートル
　　２階５１．７５平方メートル

　　但し、共有者全員持分全部

令和　８年（ケ）第　　８８号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月１３日
仙台地方裁判所第４民事部
裁判所書記官　工　藤　洋　志

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件共有者らが占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　８８号

物　件　目　録

１　所　　在　　刈田郡蔵王町宮字川原田上

　　地　　番　　６番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３６４．００平方メートル

　　但し、共有者全員持分全部

２　所　　在　　刈田郡蔵王町宮字川原田上６番地１

　　家屋　番号　　６番１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階７９．４９平方メートル
　　２階５１．７５平方メートル

　　但し、共有者全員持分全部

令和８年(ケ)第　８８　号
令和８年　８　月１４日受理
令和７年　９　月２８日提出

現況調査報告書

仙　台　地　方　裁　判　所
執行官　磯　田　弘　樹

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　８８号

物　件　目　録

１　所　　在　　刈田郡蔵王町宮字川原田上

地　　番　　６番１

地　　目　　宅地

地　　積　　３６４．００平方メートル

共有者Ａ　持分２分の１
共有者Ｂ　持分２分の１

但し、共有者全員持分全部

２　所　　在　　刈田郡蔵王町宮字川原田上６番地１

家屋　番号　　６番１

種　　類　　居宅

構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

床　面　積　　１階７９．４９平方メートル
２階５１．７５平方メートル

共有者Ｂ　持分４分の１
共有者Ｃ　持分４分の３

但し、共有者全員持分全部

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１） □公衆用道路（物件　　） □　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地共有者Ｂ　■その他の者（物件２建物共有者Ｃ） 上記の者が本土地上に下記建物を共有し，占有している ■「占有者及び占有権原（３枚目）」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項（３枚目）」のとおり
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者ら　□その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項（３枚目）」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■１　物件１土地は，公図上，その西側で建設省（現国土交通省）が所有する地番１２９番の用悪水路等を介して町道に接している。

なお，当該用悪水路及びその西側の「水」等上には物件所有者らが設置した橋が架かっており，当該橋について蔵王町建設課職員に確認したところ，買受人が当該橋に変更を加えることなく単に通行するだけであれば，許可を要しないとの回答を得た。

２　調査時，物件２建物内はライフラインが停止状態で，家財道具類が雑然と置かれていた。２階のベランダには大量の雨水が溜まったままで，その他室内の状況及び関係人の陳述より，物件２建物は空き家状態であると認められた。

３　物件２建物内の１階居間の天井の一部が崩落している。

４　物件２建物に隣接して，物件２建物所有者らが設置した物置及びウッドデッキ（いずれも動産）が１基ずつ存在する。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ B （債務者兼共有者）	1　物件１土地は，物件２建物の敷地としての使用以外に第三者に貸している部分はありません。 2　物件２建物には，令和５年頃まで娘が住んでいましたが，以降空き家になっています。 3　物件に抵当権を設定した平成９年２月５日時点において，亡母Ｄが所有していた物件１土地を，私と元夫Ｃが共有している物件２建物の敷地として使用していることについて，地代等の金銭のやり取りや使用期間の定めはありませんでした。亡母Ｄが亡くなった後も同様です。 4　物件２建物に隣接して存在する物置及びウッドデッキは，いずれも私と元夫Ｃが設置したものです。
■ C （債務者兼物件２建物共有者）	1　物件に抵当権を設定した平成９年２月５日時点において，亡義母Ｄが所有していた物件１土地を，私と元妻Ｂが共有している物件２建物の敷地として使用していることについて，地代等の金銭のやり取りや使用期間の定めはありませんでした。亡義母Ｄが亡くなった後も同様です。 2　物件２建物に隣接して存在する物置及びウッドデッキは，いずれも私と元妻Ｂが設置したものです。 3　物件１土地と町道との間の橋を，物件２建物を新築する際に，許可を取って元妻Ｂの親戚に頼んで設置しました。
■ 蔵王町建設課職員	物件１土地は，その西側で接する建設省（現国土交通省）が所有する地番１２９番の用悪水路等を介して町道に接しています。 当該用悪水路及びその西側の「水」等上には物件所有者らが許可を取って設置した橋が架かっているとのことですが，当該許可が出ているかは記録が残っていないので不明ですが，買受人が当該橋に変更を加えることなく単に通行するだけであれば，許可はいりません。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
Ｒ８年８月24日（月） 9：40 ― 9：50	物件所在地	物件確認
Ｒ８年８月24日（月） 10：00 ― 10：10	蔵王町町民税務課	間取図等受領
Ｒ８年８月26日（水） 13：30 ― 13：40	仙台法務局名取出張所	接道関係について全部事項証明書受領
Ｒ８年８月31日（月） 11：00 ― 11：10	仙台法務局名取出張所	差押登記確認
Ｒ８年８月31日（月）	執行官室(郵便)	期日通知
Ｒ８年９月３日（木） 14：20 ― 14：25	執行官室(電話)	債務者兼物件２建物共有者Ｃより占有関係等について聞き取り調査
Ｒ８年９月９日（水） 13：40 ― 13：45	執行官室(電話)	債務者兼共有者Ｂより占有関係等について聞き取り調査
Ｒ８年９月10日（木） 9：40 ― 10：30	物件所在地	物件調査，間取確認，占有関係調査，写真撮影 評価人同行
Ｒ８年９月10日（木） 11：00 ― 11：20	蔵王町建設課	接道関係について調査
Ｒ８年９月10日（木） 14：40 ― 15：00	仙台法務局大河原支局	接道関係について公図及び全部事項証明書受領

（特記事項）

□ 令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和８年９月１０日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人Ｅを立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

公図写

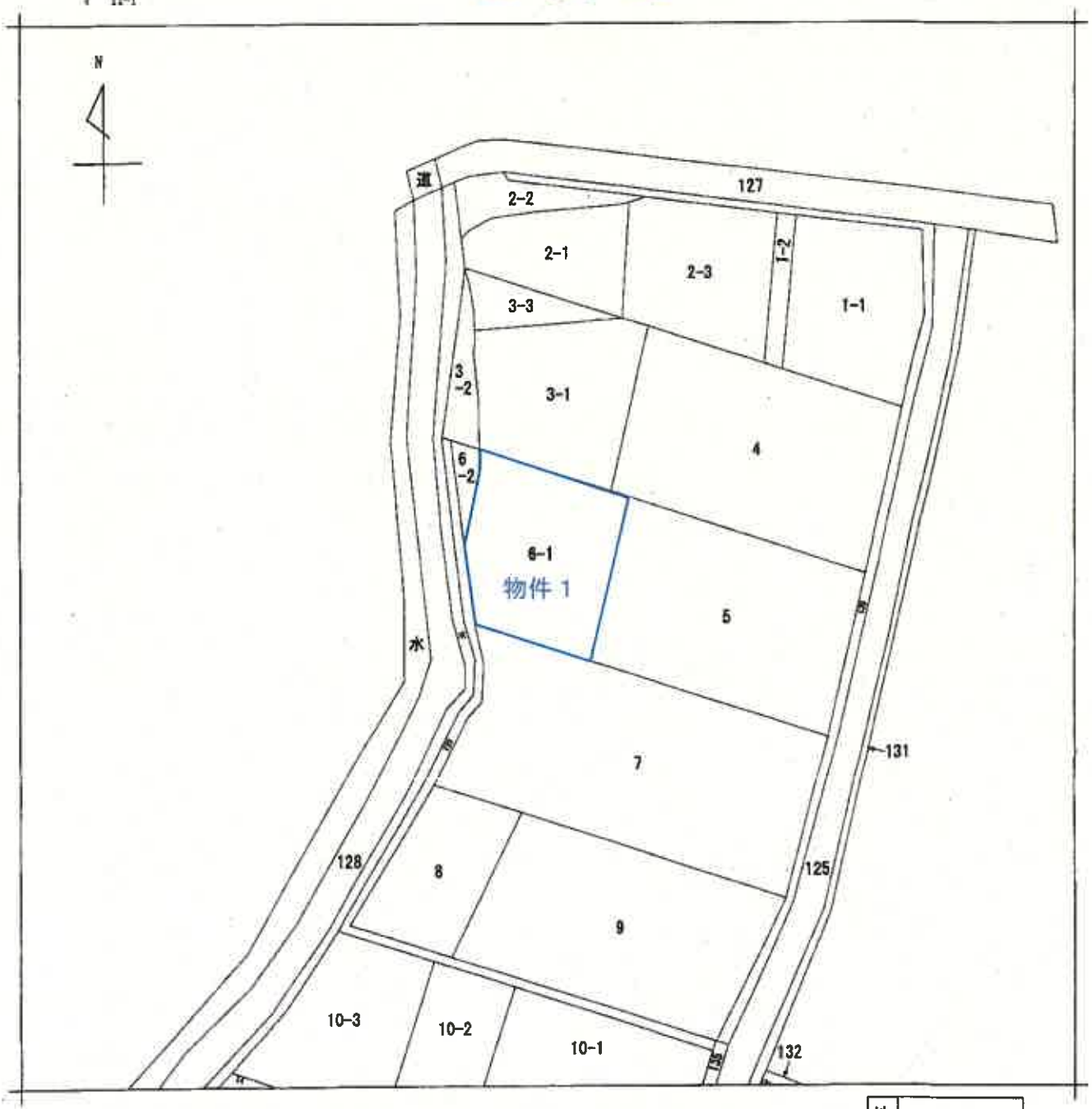

（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

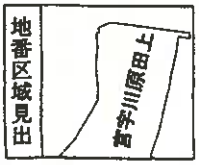

調製部分	所在	刈田郡蔵王町宮字川原田上				地番	6番1	A４判に縮小	
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和47年6月24日			備付年月日（原図）	昭和47年5月31日			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（仙台法務局大河原支局管轄）

令和8年5月7日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：9-1

(1/1)

登記年月日：平成9年1月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（仙台法務局大河原支局管轄）
令和8年5月7日　東京法務局中野出張所
登記官

（7 枚目）

290207　各階平面図

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号	6-1
建物の所在	刈田郡蔵王町宮字川原田上6－1

物件２

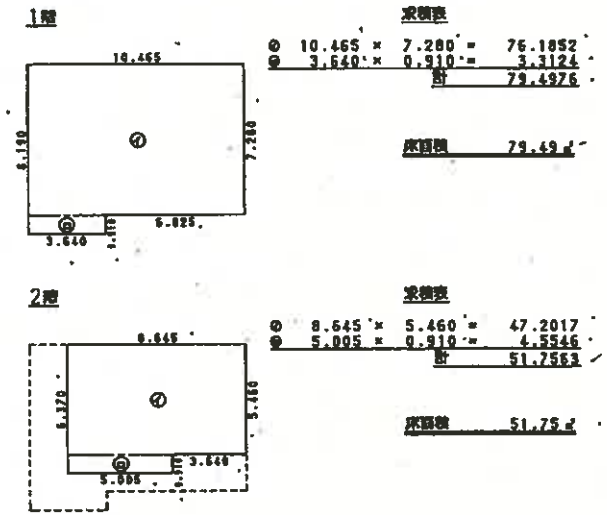

求積表

◎	10.465 ×	7.280 =	76.1852
◎	3.640 ×	0.910 =	3.3124
		計	79.4976

床面積　79.49㎡

求積表

◎	8.645 ×	5.460 =	47.2017
◎	5.005 ×	0.910 =	4.5546
		計	51.7563

床面積　51.75㎡

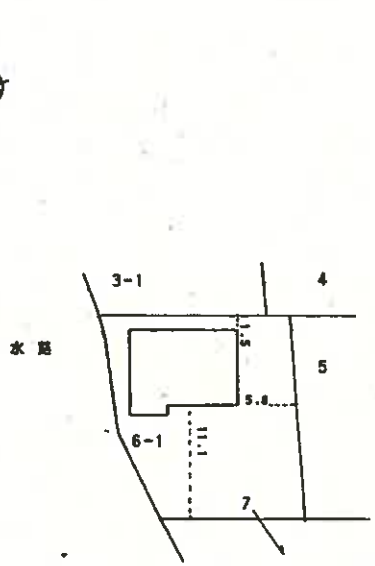

A４判に縮小

作製者		縮尺	1/250	申請人		縮尺	1/500

（宮城県土地家屋調査士会）

H9.1.28

（長源納）

請求番号：9-2

土地建物位置関係図

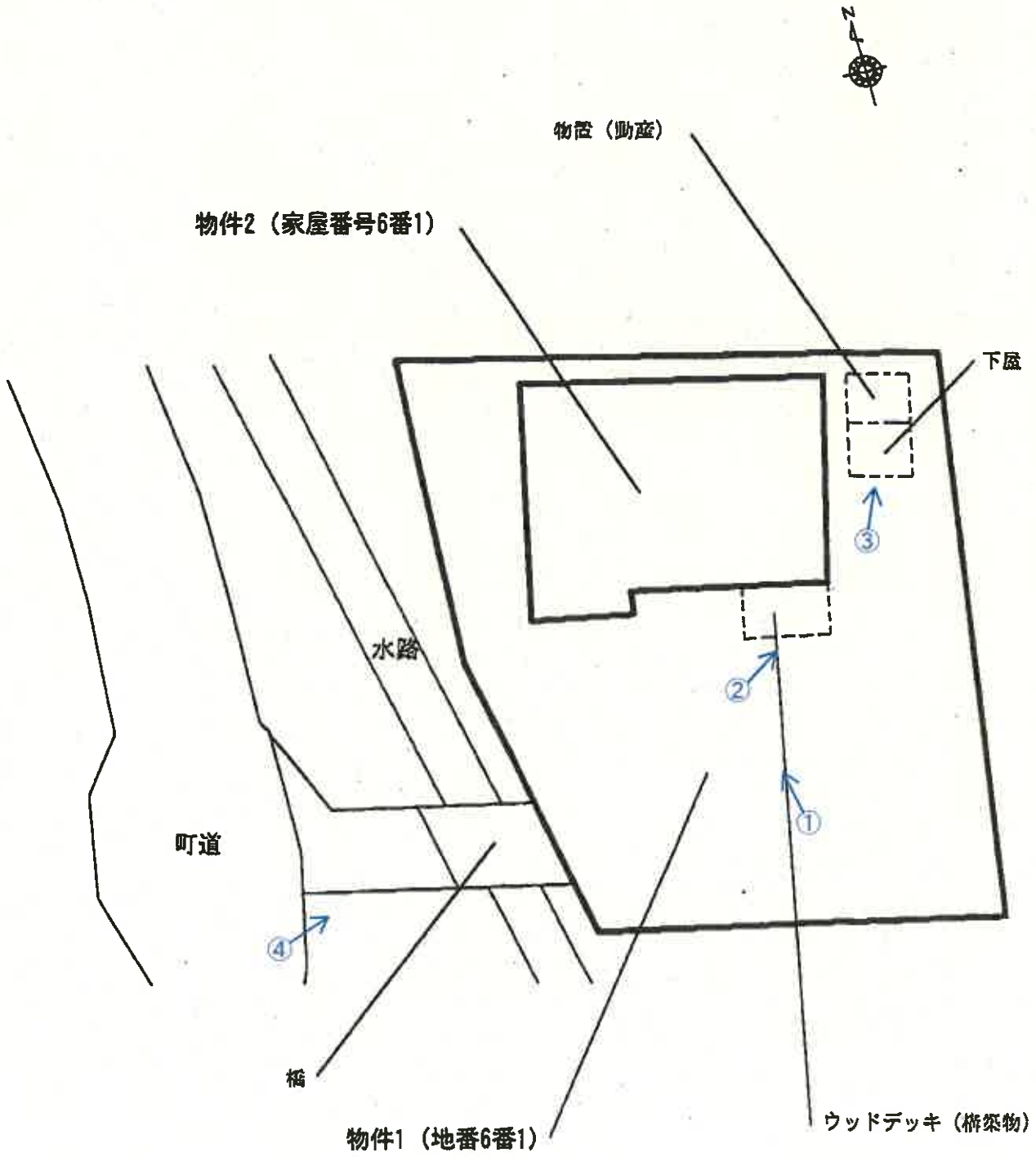

←○印は写真撮影位置であり，○印の中の数字は写真番号である。

建物間取図

物件2（家屋番号6番1）

1階

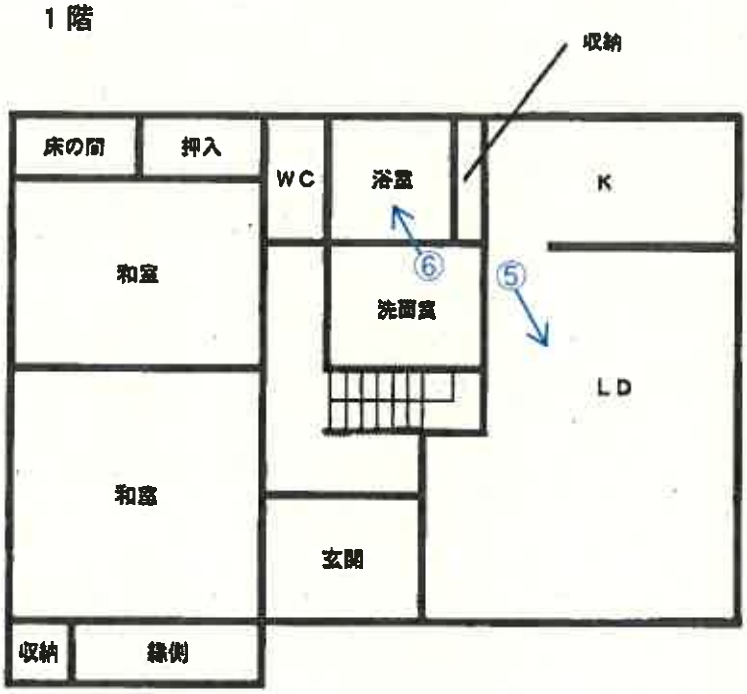

2階

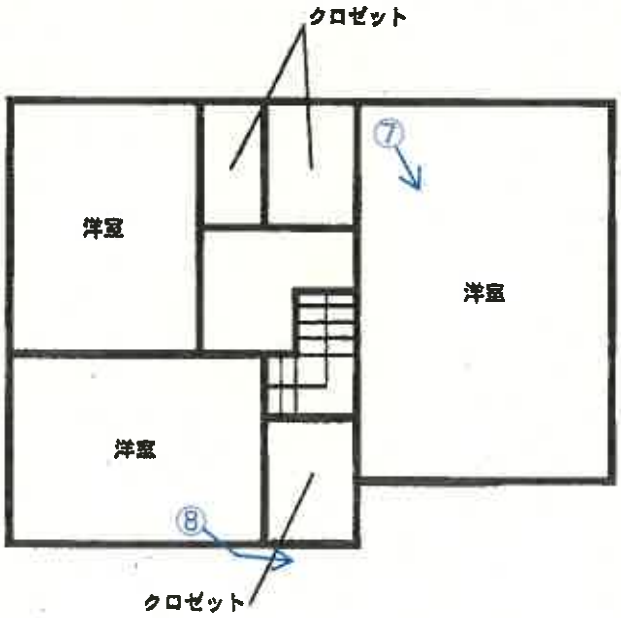



←○印は写真撮影位置であり，○印の中の数字は写真番号である。

写　真　1



写　真　2



写　真　3



写　真　4



写　真　5



写　真　6



写　真　7



写　真　8　　ベランダに溜まっている雨水



令和 8 年 (ケ) 第 88 号

令和 8 年 9 月 10 日 現地調査

令和 8 年 9 月 29 日 評 価

仙台地方裁判所 第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 秋 元 康 男

第１　評 価 額

一　括　価　格	
金　　1,885,000　円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金　　639,000　円
物件２（建物）	金　　1,246,000　円

１　一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所　在 地　番 地　目 地　積	別紙物件目録記載の通り	
2	所　在 家屋番号 種　類 構　造 床面積		

番号	特　記　事　項
	－

第４　目的物件の位置・環境等

１．土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR東北本線「東白石」駅の北方・道路距離約4.1km （別添『位置図』参照）	
付近の状況	目的物件は、JR東北本線「東白石」駅北方に位置する集落地域に存する。周辺は、宮地区中心部より北方に位置し、県道背後の農地が広がる地域に、農家住宅や一般住宅等が点在する。蔵王町では少子・高齢化が進み、住宅地需要は世帯分離に伴うものが中心であり、市況は全体的に低調である。周辺に、自然的災害、公害、危険・嫌悪施設等はない。標準的画地は、規模400㎡程度（間口20m、奥行20m程度）、北向きの戸建住宅地である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	用途地域指定無し
	建蔽率	70　％
	容積率	200　％
	防火規制	－
	その他の規制	－
画地条件	地積	364.00㎡
	間口・奥行	約20m×約18.5m
	形状	ほぼ整形
	地勢	緩やかに東方へ傾斜（尚、建物敷地部分は概ね平坦）
	街路接面状況	中間画地
	その他	なし
接面道路の状況	西側で幅員約5～8mの舗装町道（建築基準法第42条2項道路）に、目的外土地（※）を介して、概ね等高に接面する。 （※）物件1と町道との間には、複数の目的外土地（地番：129番外）が存在し、水路の部分にはコンクリート橋が掛けられている（占用許可の有無等、詳細は不明）。	
土地利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている	
供給処理施設	上水道　：あり　　下水道　：なし　　ガス配管　：なし ※ 表記方法に関する留意点については、評価書末尾の「注記」欄参照	
埋蔵文化財有無	文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特記事項	1.物件1上に、物置（動産）、ウッドデッキ（構築物）、下屋が確認された。 2.物件1は、やや湿地状であり、雑草木が繁茂している。 3.物件1の接道状況等を勘案するに、新築・増改築等の際には、特定行政庁の許可が必要となる可能性がある。また水路等についても占用許可等の確認、取得が必要になる可能性がある（詳細は「現況調査報告書」参照）。	

2. 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区分	主である建物 ： 家屋番号6番1	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)	平成9年1月11日新築
	経過年数	30 年
	経済的残存耐用年数	5 年
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
仕様	外壁	サイディング等
	内壁	クロス貼等
	天井	クロス貼等
	床	畳、フローリング等
	設備	電気、給排水、衛生設備
	その他	なし
	(注) 建物に附属する各種設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	1階	79.49㎡
	2階	51.75㎡ 延 131.24㎡
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	別添『建物間取図』の通り
品等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物利用状況等	「現況調査報告書」記載の通り	
特記事項	1.物件2について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 2.物件2の1階LDの天井の一部が崩落している。 3.物件2の2階ベランダ一面に水が溜まっていた。	

第５　評価額算出の過程

Ⅰ．積算価格の試算

1．基礎となる価格

（1）建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地　積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	6,790円/㎡	0.81	364.00㎡	0.80	1,602,000円

ア．標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価公示標準地　【蔵王-1】

公示価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		規準とした価格
7,810円/㎡	×	98.2/100	×	100/100	×	100/113	＝	6,790円/㎡

◇　時点修正　：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇　標準化補正　：　画地条件（方位/西向き）　＋0%　(1.00)

◇　地域格差　：　交通接近条件（駅距離等）　＋0%　(1.00)

街路条件（幅員、系統連続性等）　＋3%　(1.03)

環境条件（住環境等）　＋10%　(1.10)

上記相乗積　113%　(1.00 × 1.03 × 1.10 ≒ 1.13)

イ．個別格差

目的物件につき、以下の通り、個別格差の判定を行った。

画地条件（方位/西向き）　＋0%　(1.00)

画地条件（形状）　＋0%　(1.00)

画地条件（接道状況等）　△10%　(0.90)

環境条件（雑草木の繁茂、湿地等）　△10%　(0.90)

上記相乗積　81%　(1.00 × 1.00 × 0.90 × 0.90 ≒ 0.81)

ウ．地積：登記数量

エ．建付減価

建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ
2	200,000円/㎡	131.24㎡	0.11	2,887,000円

ウ. 現価率

経過年数30年、経済的残存耐用年数5年、観察減価率20%、残価率0%により現価率を査定した。

◇ 現価率査定根拠

		残価率						経済的残存耐用年数		経済的全耐用年数				観察減価率	
0.11	=	{ 0.00	+	(1	−	0.00	) ×	(5年	÷	35年	) } ×	(1	−	0.20	)

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	1,602,000円	1.00	0.05	使用借権	80,000円

イ. 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ. 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を上記の通りと判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格の控除及び加算 イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (ア＋イ)×ウ×エ×オ
1	1,602,000円	−80,000円	1.00	0.70	0.60	639,000円
2	2,887,000円	＋80,000円	1.00	0.70	0.60	1,246,000円
					一括価格(合計)	1,885,000円

ウ. 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ. 市場性修正：

目的物件が、蔵王町郊外の集落地域に存すること並びに土地建物の個別的状況(前記参照)による需要の減退及び早期売却の困難性から市場性が劣るため、市場性修正率を右記の通りと判定した。　△30%　(0.70)

オ. 競売市場修正：「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第６　採用した地価公示標準地等の概要

地価公示標準地 【蔵王-1】

所在	：	刈田郡蔵王町宮字坂上3番
価格	：	7,810円/㎡
位置	：	JR東北本線「東白石」駅北方3.7km（道路距離）
価格時点	：	令和8年1月1日
地積	：	1,292㎡
供給処理施設	：	水道・下水道
接面街路	：	西側約11m舗装県道
用途指定等	：	非線引都市計画区域、用途地域指定無し、指定建蔽率70%、指定容積率200%
地域の概要	：	一般、農家住宅のほか事業所も見られる住宅地域

第７　附属資料

1. 位置図（出典：地理院地図）
2. 地図に準ずる図面写
3. 建物図面・各階平面図写
4. 土地建物位置関係図
5. 建物間取図

※土地の「供給処理施設」の表記に係る注記

供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

以　上

令和　８年（ケ）第　　８８号

物　件　目　録

１　所　　在　　刈田郡蔵王町宮字川原田上

　　地　　番　　６番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３６４．００平方メートル

　　但し、共有者全員持分全部

２　所　　在　　刈田郡蔵王町宮字川原田上６番地１

　　家屋　番号　　６番１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階７９．４９平方メートル
　　２階５１．７５平方メートル

　　但し、共有者全員持分全部

地理院地図
GSI Maps

位 置 図



表示年月日：2026／09／04

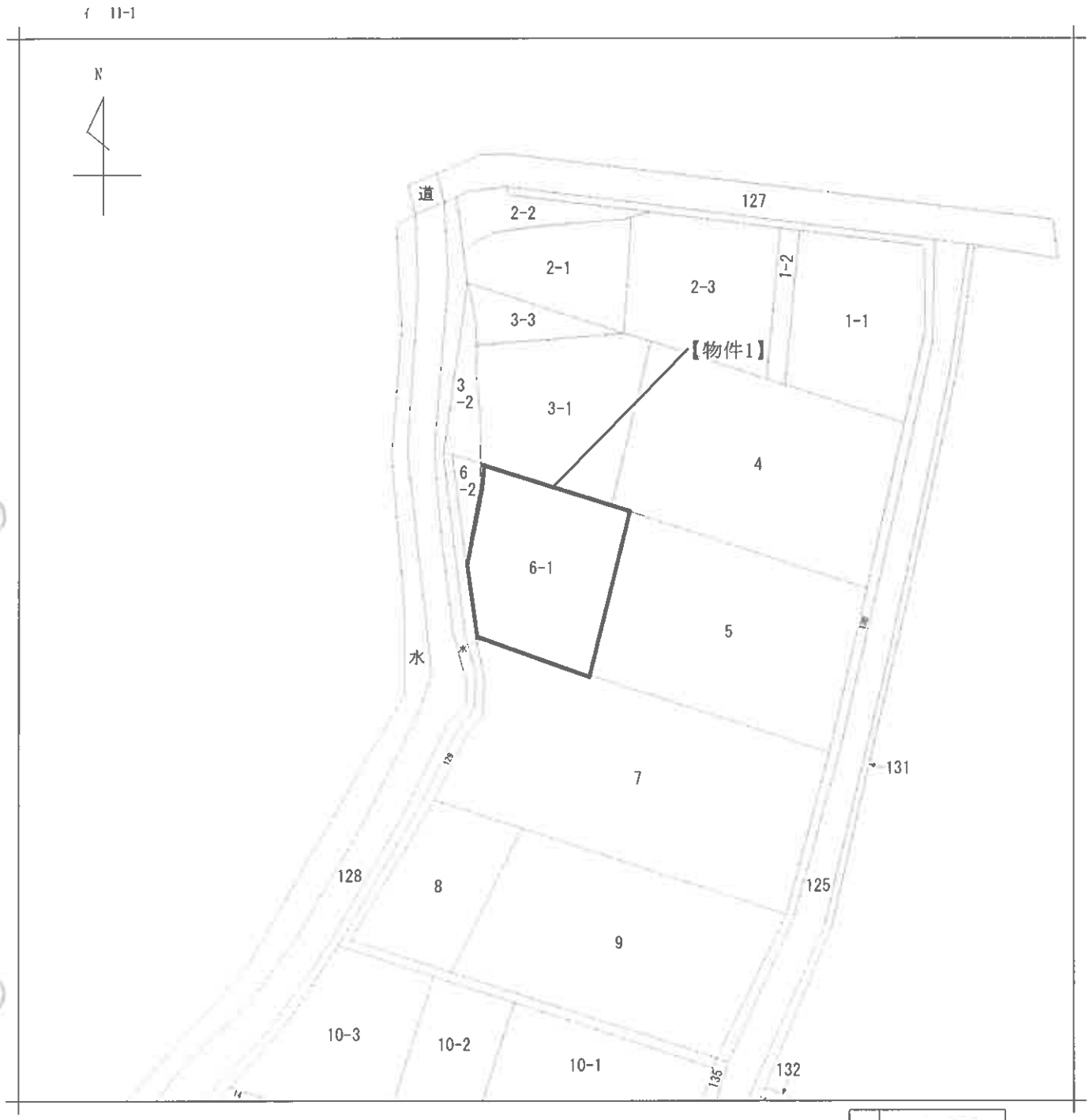

請求部分	所在	刈田郡蔵王町宮字川原田上				地番	6番1		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和47年6月24日			備付年月日（原図）	昭和47年5月31日	補記事項			

※法務局備付図面をA4に縮小

290207 各階平面図

家屋番号	6-1
建物の所在	刈田郡蔵王町宮字川原田上6－1

建物図面
~~各階平面図~~

1階

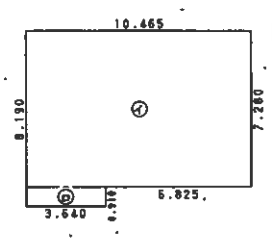

求積表

㋑	10.465 ×	7.280 =	76.1852
㋺	3.640 ×	0.910 =	3.3124
		計	79.4976

床面積 79.49㎡

2階

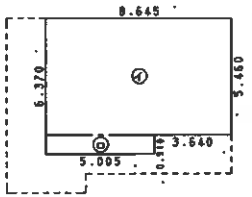

求積表

㋑	8.645 ×	5.460 =	47.2017
㋺	5.005 ×	0.910 =	4.5546
		計	51.7563

床面積 51.75㎡



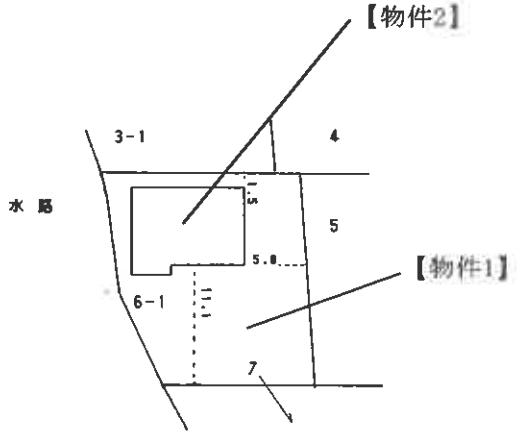

作製者	[redacted]	縮尺	1/250

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

9.1.28

(長源納)

土地建物位置関係図

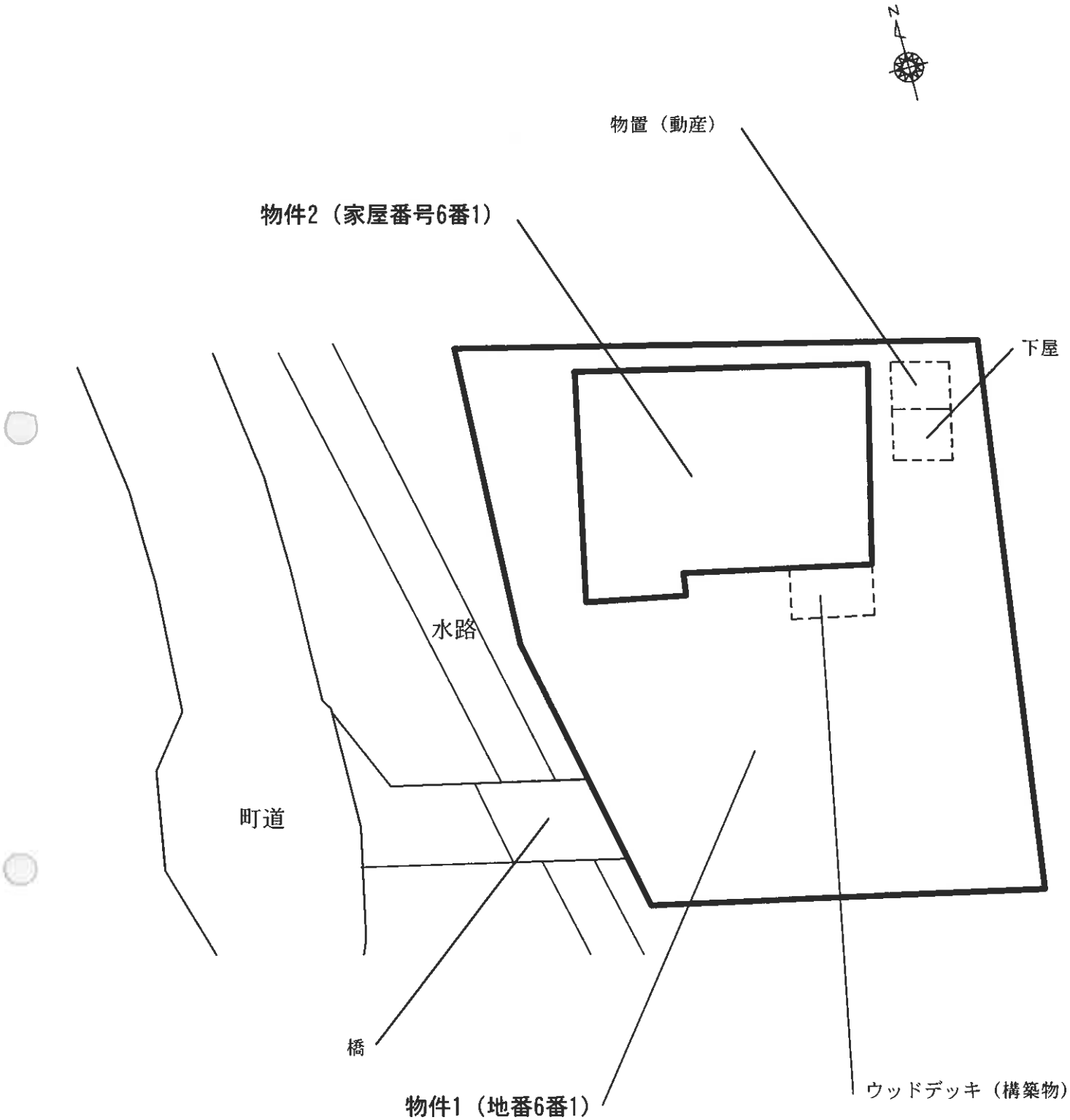

建物間取図

物件2（家屋番号6番1）

1階

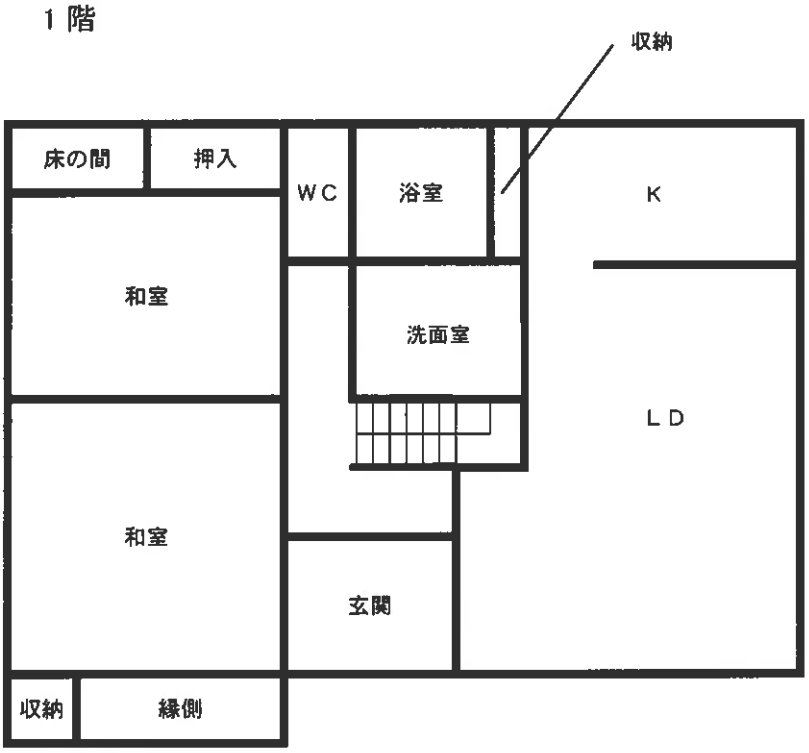

2階

